医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示

（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第一条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容	報告単位	報告方法	
（略）	（略）	（略）	
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 (1)～(3)　（略） (4)　急性期総合体制加算1から5までのいずれかを算定している病院にあっては、急性期総合体制加算1から5までのいずれを算定しているかの別 (5)　包括期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 (6)　看護・多職種協働加算を算定している病院にあっては、その旨 (7)　医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあっては、その旨 （削る）	病棟（ロ（1）及び（23）を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所）	（略）
（削る）			

改正前			
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。			
報告内容	報告単位	報告方法	
（略）	（略）	（略）	
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 (1)～(3)　（略） (4)　総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定している病院にあっては、総合入院体制加算1から3までのいずれを算定しているかの別 (5)　急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨 （新設） （新設） (6)　小児・周産期・精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 (7)　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨	病棟（ロ（1）及びハ（1）、（2）、（7）及び（23）を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所）	（略）